

# 貸金庫利用規定

## 第1条 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
- ① 公社債券、株式その他の有価証券
  - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、格納をおことわりすることがあります。

## 第2条 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主又は当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

## 第3条 使用料

- (1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に借主が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1カ月として、その月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

## 第4条 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章（又は署名）により封印し、当金庫が保管します。

## 第5条 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主又は借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認して下さい。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

## 第6条 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、名義、代表者、代理人、住所その他の届出事項の変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったとき、若しくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第7条 印章、鍵の喪失時等の取扱い

- (1) 印章若しくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合又はき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

## 第8条 印鑑照合等

貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

## 第9条 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由又は当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主若しくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当金庫又は第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 第10条 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵及び届出の印章を持参し当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵又は届出の印章を失った場合に解約するときは、この他第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとし、この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条によ

り契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
  - ② 借主について相続の開始があったとき
  - ③ 借主若しくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当金庫若しくは第三者に損害を与え又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤ 借主又は代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 第2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日に属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日の第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (4) 第1項又は第2項の明渡しが三か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し若しくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、又は処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われなるときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第支払ってください。

#### 第11条 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕又は移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取り又は貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 第12条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、又は店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処理をすることができるものとします。このため生じた損害については当金庫は責任を負いません。

#### 第13条 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の借用権は譲渡、転貸又は貸入れすることはできません。

#### 第14条 規定の変更等

当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上

(2020.04.01改定)